

吉野川市地域見守り活動に関する協定書

吉野川市（以下、「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下、「乙」という。）は、吉野川市における地域見守り活動に関し、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（前提）

- 1 甲は、吉野川市に居住する高齢者が住み慣れた地域で元気にいきがいを持って安心して暮らし続けられる様、見守る活動を実施している。
- 2 乙は、直営店方式又はフランチャイズ方式によるセブン-イレブン店（以下「加盟店」という。）を展開し、フランチャイズ方式においては、乙と別途独立した経営主体である乙のフランチャイジー（以下「オーナー」という。）が店舗を経営しており、乙が推奨する本協定への参画について応諾したオーナーが、本協定記載の協力内容を実施することを十分に理解する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び乙の推奨を応諾したオーナーが経営する吉野川市内の加盟店が相互に協力することにより、高齢者、子ども等地域の中で見守りを必要とする者（以下「要支援者」という。）が住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを目指すことを目的とする。

（取組内容）

- 第2条 乙及び加盟店は、自らの業務に支障のない範囲で見守り活動を実施するものとし、その営業活動において要支援者に関して何らかの異変を察知した場合は速やかに甲（別紙「連絡先」のとおり。）に連絡するものとする。ただし、緊急に対処する必要があると認められるときは、警察署又は消防署に通報するものとする。
- 2 前項に規定する見守り活動の実施にかかる経費及び連絡又は通報に係る経費は、乙又は加盟店の負担とする。
- 3 乙及び加盟店から連絡を受けた甲は、要支援者に対して、必要な支援や対応を行う。
- 4 乙及び加盟店は、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる地域社会を目指し、認知症サポーター養成に取り組むものとする。
- 5 乙及び加盟店は、高齢者等の雇用に努めるものとする。
- 6 甲は、乙及び加盟店に対し、必要に応じて研修活動等に関する情報提供等の支援を行う。

（免責）

第3条 乙及び加盟店は、第2条第1項の規定による連絡又は通報ができなかった場合又は遅れた場合であっても、要支援者において生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第4条 甲、乙及び加盟店は、要支援者の支援活動に関して知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本協定の終了後も同様とする。

（店舗の開店及び閉店）

第5条 乙は、吉野川市内において新たに加盟店が開店及び閉店する場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

（締結期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも終了の申し入れがないときは、さらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協定の終了）

第7条 本協定は、有効期間中にも関わらず、甲乙合意の上、途中で終了することができる。

（疑義の決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 9月 1日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島1 1 5 番地 1
吉野川市

吉野川市長 川 真 田 哲 哉



乙 東京都千代田区二番町8 番地 8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 永 松 文 彦

